

令和6年度 軽自動車税に関するお知らせ

軽自動車税（種別割）は、原付自転車や軽自動車などの所有者にかかる税金です。納税義務のある方には、4月下旬に軽自動車税の納税通知書をお送りしますので、期限内の納付にご協力ください。

■納税義務のある方／4月1日（賦課期日）現在で、町内の主な定置場に軽自動車などを所有している方

■納税方法／4月下旬に納税通知書を発送するので、5月31日（金）までにお納めください（口座振替可）。※軽自動車税は月割課税制度がありません。そのため、4月1日現在の所有者に課税されることになり、4月2日以降に廃車届などをしてその年度分の税金は全額納税が必要となりますのでご注意ください。

四輪軽自動車 納税証明書送付を廃止します

令和5年1月から車検時の納税証明書の提示が原則不要になりました。そのため、口座振替・スマートフォン決済利用・減免対象の方への納税証明書送付を廃止します。システムの反映に2週間程度かかるため、車検等で必要な場合は、税務課までお問い合わせください。

小型二輪自動車は従来通り、車検時の納税証明が必要のため、納付確認後6月中旬以降に送付します。届くまでに車検等で必要な場合は、納税が確認できるものをご持参の上、5月31日以降に税務課窓口へお越しください。

■納税証明書の有効期限

納税証明書年度	有効期限
令和5年度	令和6年5月30日
令和6年度	令和7年5月30日

■減免申請／身体障害者手帳等をお持ちの方は、軽自動車税が減免される場合があります。減免を受ける場合は、5月31日（金）までに必要書類を持参して申請してください。

【必要書類】減免対象となる手帳（身障者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳）、運転する方の運転免許証、車検証

※減免は対象者一人につき一台です。普通車で減免を受けている方は軽自動車での減免は受けられません。

※現在減免を受けている方で、引き続き減免を受ける方は、4月中旬に送付した現況届を返送することで更新手続きができます。現況届がお手元に届かない場合は税務課までご連絡ください。なお、所有者などの変更があった場合は、新たに減免の申請が必要です。

軽自動車税（種別税）の税率

■原動機付自転車・二輪車などの税率

原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円

■四輪以上・三輪の軽自動車の税率

		平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両	最初の新規検査から13年を経過した車両	
		三輪（660cc以下）	3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上（660cc以下）	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

軽自動車税（種別税）の軽減と重課税

■グリーン化特例／令和3年4月1日～令和8年3月31日までに新車新規登録した四輪以上または三輪軽自動車で、一定の環境性能があるものは、当該年度の翌年度分の税が軽減されます。

■重課税／軽自動車のグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪以上または三輪の軽自動車は約20%の重課税率が適用されます。

●問／税務課 町民税担当 ☎ 093・434・1115

次世代自動車購入費補助金のお知らせ

令和4年4月1日から、脱炭素社会への転換を推進するため、次世代自動車を購入する方に費用の一部を補助しています。



■対象車両・補助率

対象車両	補助率（上限額）
電気自動車	本体価格の5%（20万円）
プラグインハイブリッド自動車	本体価格の5%（15万円）
燃料電池自動車	本体価格の5%（35万円）

■交付要件など

- 国内メーカーの車両
- 申請者が使用するために購入した車両
※使用目的がレンタルやリースの場合は対象外
- 主に苅田町内で使用する車両
- 処分制限期間（3年間）まで保有すること
- 車両の所有者（車検証上の所有者）かつ使用者が申請者であること
- ローンクレジットでの購入やリース（サブスクリプション含む）の場合は、車両の所有者が自動車会社、ローン会社またはリース会社等であり、かつ使用者が申請者であること

■申請ができる個人・団体

- 申請時点で、町内に1年以上継続して住民登録をしている個人
- 申請時点で、町内で1年以上継続して営業している法人等（事業者）

※町税などに滞納がある場合は申請できません。
※暴力団員・暴力団である場合や暴力団員と密接な関係がある場合は申請できません。

●問／環境課担当 ☎ 093・434・1834

■申請方法

初度登録日から30日以内に、下記の書類を環境課に提出してください。

- 苅田町次世代自動車購入費補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）
※様式は環境課または町ホームページで取得できます。
- 自動車検査証の写し
※電子化車検証の場合は「自動車検査証の写し」と「自動車検査証記録事項の写し」が必要です。
- 契約書などの写し
- 領収書などの写し
- 補助対象車両のカラー写真（車両の色、形状、ナンバーが確認できるもの）
- 住民票（個人のみ）
- 営業証明書・役員名簿（事業者のみ）

■その他

- 補助額の合計が令和6年度の予算額（650万円）に達した場合はその時点で終了します。
- 国の補助金と併用できますが、国への申請手続きは別途必要です。
- 補助対象車両は個人・事業者とも1台までです。

この補助金に関する詳細は町ホームページをご覧ください。



苅田町湯水対策本部を解散しました

1月10日の湯水対策本部立ち上げ以降、皆様の節水へのご協力ありがとうございました。4月2日からのまとまった降雨により、苅田町の主要水源である油木ダム（添田町）の貯水率が回復したため、4月5日に湯水対策本部を解散しました（貯水率63.9% ※4月5日0時現在）。

これまで大変なご協力をいただき誠にありがとうございました。

●問／総務課 危機管理室 ☎ 093・588・1037

ご協力
ありがとう
ございました

